

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、クリーンエネルギーの利用を推進し、地球温暖化の防止を図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、北島町補助金交付要綱（昭和44年4月1日）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）」とは、住宅の屋根等への設置に適したものであり、電気事業者の配電線と逆潮流有りで連系する太陽光発電システムをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内の住宅に対象システムを設置する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 町内に居住する個人であること。又は町内に住宅を建築予定であり、第8条に規定する実績報告時までには本町に転入する個人であること。
 - (2) 自ら居住する町内の住宅（店舗等との兼用住宅を含む。）に未使用の対象システムを設置する個人であること。
 - (3) 太陽電池モジュールは、財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は、同等以上の性能、品質が確認されているものであり、いずれの場合も太陽光発電普及拡大センターにより登録されたものであること。
 - (4) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナーを同時に設置すること。
 - (5) 町税を滞納していないこと。
- 2 対象システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付額)

- 第4条 補助金の交付額は、1キロワット当たりの基準額に対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第2位未満の端数は四捨五入する。）を乗じて得た額（当該額が限度額を超えるときは限度額とする。また、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 2 前項の基準額および限度額は、次のとおりとする。

基準額	限度額
25,000円	100,000円

(補助金交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該対象システムに係る設置工事の着手前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置場所及び付近の見取り図
- (2) 工事着工前の現場写真
- (3) 太陽電池の最大出力値を算定した根拠資料
- (4) 対象システム設置費見積書の写し
- (5) 前年度における電力使用量（様式第1号の2）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、すみやかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付を決定した場合には、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、補助金交付申請書の内容を変更しようとする場合、又は設置の中止をしようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金実績報告）

第8条 申請者は、設置工事の完了後30日以内、又は当該年度の3月19日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システム設置費に係る領収書の写し
- (2) 対象システム設置費に係る内訳書（様式第4号の2）
- (3) 電気事業者との電力受給契約書の写し
- (4) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力表（様式第4号の3）
- (5) 対象システムの保証書の写し
- (6) 対象システムの設置状況を示す写真（建物全体写真、太陽電池モジュール、接続箱、インバータ、発生電力計、余剰電力販売用電力計が確認できる写真）
- (7) 申請者本人の住民票
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の確定）

第9条 町長は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、すみやかにその内容を審査及び現地調査し、適正と認めた場合には、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 申請者は、前条の補助金交付確定通知を受けたときは、町長に補助金交付請求書（様式第6号）を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（手続きの代行）

第11条 申請者は、第5条の補助金交付申請書、第7条の変更承認申請書、第8条の補助金実績報告書について、対象システムを販売する者に対してこれらの事務の手続きを代行させることができる。

2 手続きの代行者は、手続きに誠意をもって実施するものとし、手続きの代行を通じ、申

請者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）に従って取り扱うものとする。

（取得財産等の管理）

第12条 補助金を交付された者は、当該対象システムの出力保証期間において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第13条 申請者は、当該対象システムの出力保証期間内において、廃棄、譲渡等により処分しようとするときは、処分承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付の条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 前条の規定に違反して対象システムを処分したとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、補助金の交付の決定を取り消す場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力）

第16条 申請者は、対象システム設置年度より3年間、システム定期報告書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による期間以降についても申請者に対し、必要に応じて、売買電力量等の情報提供を求めることができるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

様式第1号の2 (第5条関係)

電力使用量報告書 (前年度分)

1. 電力使用量報告年度 _____ 年度

2. 電力契約種別 _____ 従量電灯契約 _____ ・ _____ 時間帯別電灯 _____
(該当項目に○印)

3. 月々の電力使用量

	電力使用量	
4月	kWh	() kWh
5月	kWh	() kWh
6月	kWh	() kWh
7月	kWh	() kWh
8月	kWh	() kWh
9月	kWh	() kWh
10月	kWh	() kWh
11月	kWh	() kWh
12月	kWh	() kWh
1月	kWh	() kWh
2月	kWh	() kWh
3月	kWh	() kWh

※ 時間帯別電灯契約の場合は、昼夜を分けて () 内に夜間電力量を記入ください。

殿

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

北島町長

交付決定額	
交付条件	<p>(1) 補助金交付申請書の内容を変更する場合又は設置を中止する場合は、変更承認申請書により町長の承認を受けること。</p> <p>(2) 設置工事の完了後30日以内又は当該年度の3月19日のいずれか早い日までに補助金実績報告書を提出すること。</p> <p>(3) 北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に規定する条件に違反する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。</p>

様式第3号（第7条関係）

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認申請書

年 月 日

北 島 町 長 宛

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金交付申請内容の変更承認を申請します。

記

1. 補助金交付決定指令番号 北島町指令第 号

2. 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

3. 変更の理由

様式第4号（第8条関係）

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

年 月 日

北 島 町 長 宛

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり設置完了を報告します。

記

1. 補助金交付決定指令番号 北島町指令第 _____ 号
2. 設置場所 北島町 _____
3. 太陽電池の最大出力値 _____ キロワット
4. 補助金交付申請額 _____ 円
5. 設置完了日 _____ 年 月 日
6. 添付書類
 - (1) 対象システム設置費に係る領収書の写し
 - (2) 対象システム設置費に係る内訳書（様式第4号の2）
 - (3) 電気事業者との電力受給契約書の写し
 - (4) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力表（様式第4号の3）
 - (5) 対象システムの保証書の写し
 - (6) 対象システムの設置状況を示す写真（建物全体写真，太陽電池モジュール，接続箱，インバータ，発生電力計，余剰電力販売用電力計が確認できる写真）
 - (7) 申請者本人の住民票
 - (8) その他町長が必要と認める書類

様式第4号の2（第8条関係）

対象システム設置費内訳書

項目	製造者名	形式	金額
太陽電池モジュール			円
架台			円
接続箱			円
直流側開閉器			円
インバータ			円
保護装置			円
発生電力計			円
余剰電力販売用電力計			円
配線・配線器具			円
設置工事費			円
小計			円
消費税			円
合計			円

殿

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金の交付については、下記のとおり確定したので北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

北島町長

記

1. 補助金交付確定額 _____
2. 交付条件
 - (1) 対象システムの出力保証期間内において、廃棄、譲渡等により処分しようとする場合は、処分承認申請書により町長の承認を受けること。
 - (2) 対象システム設置年度より3年間、システム定期報告書を町長に提出すること。
 - (3) 北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に規定する条件に違反する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。

様式第6号（第10条関係）

補助金交付請求書

年 月 日付け北まち第 号で確定した北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付について、北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額 金 _____ 円

年 月 日

北 島 町 長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話

㊞

振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	種 類	普通 ・ 当 座
	口座番号	
	口座名義（カタカナ）	

様式第7号（第13条関係）

北島町住宅用太陽光発電システム処分承認申請書

年 月 日

北 島 町 長 宛

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり対象システム処分の承認を申請します。

記

1. 補助金交付確定通知番号 _____ 年 月 日付 北まち第 _____ 号

2. 対象システム設置場所 _____ 北島町 _____

3. 処分の方法 _____ 廃棄 ・ 譲渡 ・ 売却 ・ 交換 ・ その他 _____
(該当項目に○印) その他の場合は具体的に記載
(_____)

4. 処分の時期 _____ 年 月 日 _____

5. 処分の理由

北島町住宅用太陽光発電システム定期報告書

年 月 日

北 島 町 長 宛

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり定期報告します。

記

1. 補助金交付年度 _____ 年度
2. 電力契約種別 _____ 従量電灯契約 ・ _____ 時間帯別電灯
(該当項目に○印)
3. 月々の発生電力量および売買電力量

	発生電力量	売り電力量	買い電力量	
4月	kWh	kWh	kWh	() kWh
5月	kWh	kWh	kWh	() kWh
6月	kWh	kWh	kWh	() kWh
7月	kWh	kWh	kWh	() kWh
8月	kWh	kWh	kWh	() kWh
9月	kWh	kWh	kWh	() kWh
10月	kWh	kWh	kWh	() kWh
11月	kWh	kWh	kWh	() kWh
12月	kWh	kWh	kWh	() kWh
1月	kWh	kWh	kWh	() kWh
2月	kWh	kWh	kWh	() kWh
3月	kWh	kWh	kWh	() kWh

- ※ 「売り電力量」とは、電気事業者への余剰電力販売量です。
- ※ 「買い電力量」とは、電気事業者より供給を受けた購入電力量です。
- ※ 時間帯別電灯契約の場合は、昼夜を分けて（ ）内に夜間電力量を記入ください。

殿

北島町長

北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書

次の理由により、北島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付決定を取り消しましたので通知いたします。

1. 取り消しの理由